

## 『実践的中小企業再生論 [第3版]』増刷にあたって

2020年7月に本書『実践的中小企業再生論 [第3版]』を出版した後、新型コロナウイルスの蔓延により、事業継続に苦しむ中小企業の数に膨大な規模となっている。このような状況を受け、国は各種助成金やゼロゼロ融資などの支援を実施してきたが、いよいよ今年に入りアフターコロナ対策として過剰債務整理の必要性も考慮し政策パッケージを打ち出した。これを受けて「中小企業の事業再生に関するガイドライン」（以下、「新ガイドライン」という。）が制定され、「中小企業活性化協議会」（旧中小企業再生支援協議会）とほぼ同様の準則型私的整理手続が新たに誕生することとなり、その新ガイドラインの中で再生計画に対しての調査報告書への署名資格を有する専門家として「第三者支援専門家」が登録、公表された。

コロナというリーマンショックや東日本大震災に続く極めて大きな外部要因に起因する中小企業の事業再生の現場において、金融機関や多くのプレイヤーは、新たな国の支援制度を含めて様々な知識の習得の必要に迫られているものと察する。このようなタイミングにおいては、改訂も必要かとも思われたが、そもそも本書第3版は、初版、第2版とは異なり、中小企業再生支援協議会から少し距離を置き、広く「中小企業の事業再生の理論と実践」の「集大成」として改訂しており、今般の「新ガイドライン」にもそのまま対応する内容となっている。

なお、今般制定された「新ガイドライン」における債務整理の準則の内容は、中小企業再生支援協議会の事業実施基本要領に準じており内容はほぼ同様である。

ただ、本書に記載の「中小企業再生支援協議会」は「中小企業活性化協議会」に、「中小企業再生支援全国本部」は「中小企業活性化全国本部」と組織の名称変更が行われていること、また同様に「経営改善計画策定支援事業」や「早期経営改善計画策定支援事業」いわゆる「405事業」や「プレ405事業」も、対応組織等の変更があることをご留意いただき、本書第9章「中小企業再生支援協議会と周辺インフラ」をお読みいただきたい。

最後に、二点申し上げたい。

一つ目は、アフターコロナの事業再生においても、「中小企業再生は事業の再生と債務整理」であり、この考え方と基本実務は変わらない。そして事業の再生計画作成の責任者は経営者であるというのが私的整理の基本であると、筆者は理解している。

二つ目は、本書の最後に参考資料として「財務DD」や「再生計画調査報告書」のサンプルを約100頁にわたり掲載しているが、これも今後の「新ガイドライン」にもそのまま利用できるものであることを付言しておきたい。

## ◆ご案内◆

2022年3月に経済産業省・金融庁・財務省から「中小企業活性化パッケージ」が公表され、同年4月に従来の「中小企業再生支援協議会」は、「中小企業活性化協議会」に改組されました。同じ4月には「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」も適用が開始されました。

これらの新しい制度の導入や組織変更等を受け、本書中の組織・制度等にも改組・改正が加えられています。主なものは、以下のとおりです。

なお、詳細については、中小企業庁のウェブサイト、金融財政事情研究会刊「[事業再生と債権管理](#)」177号（2022年7月5日号）などをご覧ください。

（文責：「事業再生と債権管理」編集部。なお、以下の内容は2022年8月現在のものです。）

### ■中小企業活性化協議会について

従来の中小企業再生支援協議会は、経営改善支援センター事業を統合し「中小企業活性化協議会」に改組されました。

中小企業活性化協議会は、「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を図るため、①「中小企業の駆け込み寺」として、事業再生・再チャレンジに至る前のより早期の段階から幅広く中小企業者の相談に対応し、②中小企業活性化協議会自身においてあらゆるフェーズの中小企業者への支援と民間の支援専門家の育成（従来の中小企業再生支援協議会による支援）を実施するとともに、③各フェーズでの民間による支援を促進すべく民間の支援専門家の活用を普及・啓発（従来の旧経営改善支援センターによる支援）にも取り組んでいます。

詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

### ■中小企業再生支援全国本部について

同様に、従来の中小企業再生支援全国本部は「中小企業活性化全国本部」に改組されました。

### ■中小企業活性化協議会実施基本要領について

組織改正に伴い、従来の中小企業再生支援協議会事業実施基本要領は「中小企業活性化協議会実施基本要領」に改められました。

新しい基本要領は、本冊と、分野ごとに取りまとめられた4つの分冊で構成されています。

- ・ 中小企業活性化協議会実施基本要領
- ・ 別冊1 収益力改善支援実施要領
- ・ 別冊2 中小企業活性化協議会実施基本要領

- ・別冊3 中小企業再生支援スキーム
- ・別冊4 中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順

上記のとおり、いわゆる協議会スキームに関する規定は「別冊2」及び「同 Q&A」として取りまとめられています。従前の内容がほぼ踏襲されていますが、後述のとおり、いくつか修正が加えられた点があります。

これらの基本要領やQ&A、参考書式などは、すべて中小企業庁のウェブサイトで公開されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

### ■プレ再生支援（旧・暫定リスケ計画）・再生支援・再チャレンジ支援について

まず、従来の協議会版暫定リスケ（暫定リスケ）は「プレ再生支援」に改められ、その内容も基本要領に位置づけられました。

次に、再生支援については基本的にこれまでの協議会スキームが踏襲されていますが、従来の原則6か月、検証型4か月という標準処理期間（旧・中小企業再生支援協議会事業実施基本要領6.(8)①）は廃止されました。従前行われていたいわゆる「1.5次対応や、簡易型スキームなども廃止されています。

また、これまで必ずしも明確でなかった協議会スキームを活用した場合の税務上の取扱いについて国税照会が行われ、国税庁から回答が寄せられています。

中小企業活性化協議会の「中小企業活性化協議会実施基本要領」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて

<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/220617/index.htm>

上記に加えて、「支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、事業の再生が極めて困難であると判断した場合であっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、再チャレンジ支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う」（別冊2・2.(9)②）と、基本要領上も中小企業活性化協議会の業務としての「再チャレンジ支援」が明記されました。

詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

[プレ再生支援・再生支援について]

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/02.html>

[再チャレンジ支援について]

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/03.html>

## ■経営改善計画策定支援事業（405 事業）について

経営改善計画策定支援事業（405 事業）は、支援を伴う本格的な経営改善の取組みが必要な中小企業・小規模事業者を対象として、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、経営改善の取組みを促すものです。一定の要件を充足すると、中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に必要となる費用の一部が補助されます。

組織改正に伴い、中小企業活性化協議会が事業主体となりました。

また、従前の枠組み（通常枠）に加えて、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が 2022 年 4 月 15 日から適用開始されたことを踏まえ、同ガイドラインに基づく再生計画の策定に対する支援の枠組み（中小 GL 枠）が新設されました。

詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/05.html>

## ■早期経営改善計画策定支援事業（旧・プレ 405 事業）について

早期経営改善計画策定支援事業（プレ 405 事業）は、資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を対象として、認定経営革新等支援機関の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった経営改善計画の策定を支援し、早期の経営改善の取組みを促進する事業です。

本事業は、「ポストコロナ持続的発展計画事業」（ポストコロ事業）に改組されました。

詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/04.html>